

国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について（基本方針）

平成12年10月12日

平成13年3月7日一部改正

平成15年4月14日一部改正

本基本方針は、本年6月20日に閣議了解を行った「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について」に基づき国際会議等の沖縄開催の具体化及び推進の基本的な方針を定めるものである。

1 基本的な理念と展望

全国総合開発計画（21世紀の国土のグランドデザイン）の中で、沖縄は「太平洋・平和の交流拠点（パシフィック・クロスロード）」として位置づけられており、こうした位置づけのもと、沖縄経済振興21世紀プランにおいては沖縄の「アジア・太平洋地域の有数の国際コンベンション都市としての発展」が強く求められているところである。このような指摘は、第三次沖縄振興開発計画をはじめとする各種計画においてもなされている。

また、沖縄が持つ独自の地理的、自然的特性や歴史的、文化的な特色を活かし、日本にある従来の国際コンベンション都市とは異なる形での国際コンベンション地域が形成されることは、国際会議等は開催地の選定が会議の成功に大きなウエイトをもつといわれていることから、国際会議等を開催する選択肢を広げることにつながり意義があることであり、さらには、我が国の国際的地位の向上にも寄与すると考えられる。

今後は、先般開催された九州・沖縄サミットの貴重な経験を生かしつつ、より多くの国際会議等を沖縄で開催することにより、「アジア・太平洋の有数の国際コンベンション都市」の形成を図ることとしているところである。

2 沖縄開催の推進にあたっての基本的な考え方

沖縄は、地理的、自然的条件や歴史的、文化的特色に恵まれており、国際会議等各種会議の開催地としては適している。この適性を活かしつつ、国際会議等の沖縄開催の推進にあたっては、以下の点を重点に取り組むこととする。

(1) 国が関与する国際会議等の沖縄開催の実現への取り組みの強化

閣議了解を踏まえ、国が関与する国際会議等の沖縄開催に積極的に取り組み、より多くの国際会議等が沖縄で開催されるよう努める。

また、国際機関が主催する会議の誘致にも積極的に取り組むこととする。

(2) 民間への協力要請の強化

「アジア・太平洋の有数の国際コンベンション都市」の形成を図るためには、国が関与する国際会議等にとどまらず、民間企業・団体等が主催する会議が数多く開催される必要がある。このため

閣議了解を踏まえ、民間企業・団体等が主催する国際会議等の沖縄開催について関係団体に働きかけ、その誘致に取り組む。

(3) 沖縄県の取り組みへの支援

沖縄県においては、国際会議等誘致プロジェクトチームを設置するなど国際会議等の誘致、受け入れに積極的に取り組んでいるところであり、国としてもこのような沖縄県の取り組みに対し必要な支援を行う。

3 沖縄開催の推進策の具体化

(1) 推進体制の整備

閣議了解に基づき「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議」を設置するとともに、内閣府に国際会議等の沖縄開催の推進の総合窓口を設置するほか、沖縄県の現地レベルにおける連絡会議として「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る現地連絡会議」を設置し、関係省庁出先機関、沖縄県、沖縄県内の関係機関の連携を強化し、受け入れの円滑化を図ることとする。

(2) 向こう5年間の計画策定等

向こう5年間に開催される見込みがある国が関与する国際会議等について整理し、沖縄において開催する計画を策定する。

また、新たに国際会議等の開催が予定された場合には随時登録し、内閣府において6ヵ月毎に取りまとめることとする。

さらに、国が関与する国際会議等について前年度の開催実績を登録し、内閣府において1年毎に取りまとめることとする。

(3) 誘致活動の強化（広報活動を含む）

今後、内閣府に設置された上記の総合窓口を中心として、関係各省庁及び沖縄県のプロジェクトチームと連携しつつ、国際会議等の誘致活動に取り組んでいくこととする。また、従来から実施されている観光リゾート振興のための沖縄観光キャンペーンに加えて、国際会議等の開催の適地としての沖縄に係る広報にも積極的に取り組むこととする。

(4) 国際会議等の受け入れの円滑化

内閣府は、沖縄県と連携して、開催者に対し沖縄の現地のロジ等に関する適時適切な情報提供に努める。

国際会議等の受け入れに係る各種のサービス（ホテルのプロトコール、通訳等）の質、量の両面にわたる向上による国際競争力の強化のため、それら各種サービスの主要な担い手である沖縄県の民間諸団体において相当な取り組みがなされるよう必要な支援を行う。